**４　所得制限の限度額**

前年の所得（年間の収入金額から給与所得控除などを控除した額）が下表の額以上

　であるときは、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当の一部または全部が停止

になります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成30年８月１日以降）

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養親族等の数 | 前年分所得（ただし、１月から９月までに請求する場合は前々年所得） |
| 請求者（本人） | 孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者 |
| 全部支給 | 一部支給 |
| ０人 | 49万円 | 192万円 | 236万円 |
| １人 | 87万円 | 230万円 | 274万円 |
| ２人 | 125万円 | 268万円 | 312万円 |
| ３人 | 163万円 | 306万円 | 350万円 |
| 以降１人につき | 38万円／加算 | 38万円／加算 | 38万円／加算 |

**■限度額に加算されるもの**

①請求者（本人）／老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合は１人につき10万円

　　　　　　　　　特定扶養親族がある場合は１人につき15万円

②扶養義務者等　／老人扶養親族がある場合は１人につき６万円

　　　　　　 　（ただし、扶養親族等がすべて70才以上の場合は、１人を除く）

**■所得額の計算方法**

　**所得額＝**

　　**年間収入金額－必要経費＋養育費　 －80,000円－下記の控除**

（給与所得控除額）

※

諸控除の額（主なもの）

●障害者控除・勤労学生控除 270,000円

●特別障害者控除 400,000円

●配偶者特別控除・医療費控除等 地方税法で控除された額

請求者（本人）が母または父の場合、寡婦（父）控除の適用なし

※　児童の父または母から、その児童について扶養義務を履行するための費用と

　　　して受け取る金品等でその金額の8割